

見守り 新鮮情報

第213号

事例1 チラシに付いていた**美容外科**の割引券を利用して、気になっていた**ほうれい線**にヒアルロン酸とコラーゲンを**注射**してもらった。3日後の今も**右頬**が**ピリピリ**して**紫色**になっている。**唇**も**痛い**。(60歳代 女性)



事例2 「若返り」と書かれた折り込み広告を見て**美容外科**に行った。20日後の息子の結婚式に間に合うと言うので、**目尻**にしわ取りの**注射**をもらったが、結婚式当日になっても**顔の腫れ**がひかなかった。事前に注射の内容やリスクの説明はなかった。半年経った**今も顔が腫れ**、たるんでいなかったところが**たるんでいる**。(60歳代 女性)

美容医療サービス 十分な説明を求め契約は慎重に

ひとこと助言



十分な説明を受けよう

見守るくん

- 美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
- 説明や料金に納得できなかつたり、施術に不安を感じたりしたら、その場で契約してはいけません。
- 痛みや腫れなどが取れない場合は、速やかに医療機関の診断を受けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。